

固定資産税(償却資産) 課税標準の特例申請書

令和 年 月 日

提出
用

(宛先) 高槻市長

住所・氏名	納税義務者番号 ()
印	

令和 年度 償却資産について、下記の資産は課税標準の特例又は非課税に該当するので関係書類を添えて適用の申請をします。

○ 課税標準の特例該当資産として (地方税法第349条の3、法附則第15条)

適用条項 (課税標準となる割合)	資産区分	資産の名称	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	備考
				号	年	月			
地方税法 第 項 (— 課税)							円		
地方税法 第 項 (— 課税)									
地方税法 第 項 (— 課税)									
地方税法 第 項 (— 課税)									
地方税法 第 項 (— 課税)									
地方税法 第 項 (— 課税)									
合計							円		

○ 非課税の該当資産として (地方税法第348条、法附則第14条)

適用条項	資産区分	資産の名称	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	備考
				号	年	月			
地方税法 第 項 (全資産・一部)							円		
合計							円		

※ 前回までに認可済みの資産については、再申請は不要です。
但し、認可済の資産に増設等をした場合は申請してください。